○外務省告示第二百五十九号

平成二十三年七月十二日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における「洪水警報及び管理能力強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合教育科学文化機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　洪水警報及び管理能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千四百万円

3　署名者

日　本　側　大江博在パキスタン大使

国際連合教育科学文化機関側　長田こずえ在パキスタン事務所代表

平成二十三年七月二十六日

外務大臣　松本　剛明

○農林水産省告示第千三百九十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年七月五日　第七号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

コントロール・ユニオン・サティフィケーションズ　オランダ　ズウォレ　八〇一一ＢＺ　ミェウェンラン四―六

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

オランダ　ズウォレ　八〇一一ＢＺ　ミェウェンラン四―六

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡白浜町竹垣内字**栂**山三五〇、三五一、三六七、三六八、字足立三六九、三七〇、字櫛ヶ谷三九八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ四六五地先・五五三地先・七七八の三地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町字赤石三五五地先・三六三の四地先・字奥尻六九〇地先・六九五地先・七〇三地先・七〇五地先・七〇八地先・七一二地先（以上八筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、六七六地先・六七八地先・六七九地先・六八〇地先・六八九地先・六九一地先・六九二地先・六九三地先・六九四地先・七〇四地先・七〇九地先・七一〇地先・七一一地先・七一三地先・七一四地先・七一四・字赤石三四九の二地先・三五六の二地先・三五六の三地先・三六一の一地先・三八六地先・三八七の一地先（以上二十一筆地先一筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字日高一一八〇・一一九六（以上二筆国有林）、山手町二丁目四一の二（次の図に示す部分に限る。）、字日高四七〇の一、四七一の一四、五〇一の四、一一一から一一三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県出雲市西林木町字美和田上九四一の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市東郷町藤川字四方白二九三五の一五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）